

## 資料 12-1 緊急遮断弁付き配水池

1 2 生活救援関係

## 緊急遮断弁付き配水池

令和4年12月1日時点

No.	事業者	配水池名	確保水量 (m <sup>3</sup> )	備考
1	長野市上下水道局	松ヶ丘配水池	5,000	
2	長野市上下水道局	上野配水池	4,000	
3	長野市上下水道局	久保調整池	62	
4	長野市上下水道局	湯谷配水池	696	
5	長野市上下水道局	夏目ヶ原浄水場	26,500	
6	長野市上下水道局	蚊里田配水池	10,000	
7	長野市上下水道局	往生地浄水場	8,760	
8	長野市上下水道局	東寺尾配水池	1,504	
9	長野市上下水道局	氷ノ田配水池	204	
10	長野市上下水道局	坪根配水池	210	
11	長野市上下水道局	山田中配水池	199	
12	長野市上下水道局	広瀬配水池	216	
13	長野市上下水道局	矢原配水池	800	
14	長野市上下水道局	象山第2配水池	400	
15	長野市上下水道局	浅野配水池	1,800	
16	長野市上下水道局	飯綱浄水場	1,000	
17	長野市上下水道局	城調整槽	588	
18	長野市上下水道局	中条配水池	614	
19	長野市上下水道局	長井配水池	93	
20	長野市上下水道局	里原配水池	170	
21	長野市上下水道局	高原第1配水池	1,126	
22	長野県企業局	篠ノ井調整池	8,000	
23	長野県企業局	犬石配水池	1,340	
24	長野県企業局	共和配水池	800	
25	長野県企業局	小松原配水池	8,700	
	合	計	82,782	

循環式耐震性貯水槽（緊急貯水槽）の概要及びその他飲料水の貯留が可能な施設

令和4年12月1日時点

長野運動公園緊急貯水槽

構造	PC 内径 8.0m 外径 8.5m 全長 21.0m (有効20m)	有効容量 1,000 m <sup>3</sup>	震度5の地震が発生すると、緊急遮断弁が作動し貯水する。
設備	流入管自動調整弁 流出管緊急遮断弁 自家用発電機 6.5kVA		

若里公園緊急貯水槽

構造	DIP φ2,600mm 全長 19.28m×3本	有効容量 300 m <sup>3</sup>	
設備	サイフォンブレイク型遮断方式		

その他飲料水の貯留が可能な施設

No.	事業者	配水池名	確保水量 (m <sup>3</sup> )	備考
1	長野市上下水道局	犀川浄水場	20,000	
2	長野市上下水道局	川合新田水源	9,200	
3	長野市上下水道局	清野ポンプ場	288	
4	長野市上下水道局	寺尾浄水場	600	
5	長野市上下水道局	穂刈浄水場	138	
合計			30,226	

## 防災備蓄物資一覧

令和4年12月1日時点

地 区	名 称	主要品目一覧				トイレ類		搬送・避難所			飲料水・炊き出し関係			
		非常食合計	飲料水合計	トイレ合計	毛布類合計	汚物処理剤	トイレットペーパー	折り畳みリヤカー	ブルーム プライベート	フアミリールーム (間仕切壁)	炊き出しセット	浄水器	飲料水袋	紙コップ
						箱	箱	台	箱	箱	器	器	枚	個
		食	ℓ	基	枚	箱 大便 100回 2箱入	箱 24巻 入	台 積載 150kg	箱 2式入	箱 4式入	器 釜55ℓ	器	枚 10ℓ ・5ℓ	個 205cc
第一	加茂小学校防災倉庫	2,960	408	6	80	4	1	2			1	1	400	4,000
第二	城山公園防災倉庫	3,620	408	5	80	4	1	2	1	1	1	1	800	4,000
	湯谷小学校	4,940	408	7	110	4	1	2	1		1	1	400	2,500
第三	鍋屋田小学校	5,420	408		90		2	2	1	1	1	1	200	4,000
第四	後町ホール	4,940	408	7	80	4	1	2	1		1	1	400	4,000
芹田	南部小学校防災倉庫	3,140	378	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	犀陵中学校防災倉庫	5,540	408	7	80		1	2	1	1	1	1	400	4,000
	長野駅東口公園防災倉庫	5,420	408	7	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
古牧	古牧小学校防災倉庫	5,480	384	5	80	5	1	2			1	1	400	4,000
	緑ヶ丘小学校	5,540	408	2	90	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
三輪	柳町中学校防災倉庫	5,540	408	5	80	5	1	2		1	1	1	500	3,200
	三輪小学校	3,140	408	2	110	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
吉田	長野運動公園防災倉庫	6,020	408	5	80	5	1	2	1		1	1	1,000	4,000
	吉田小学校防災倉庫	5,300	408	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
古里	古里小学校	5,120	408	2	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
	北部スポーツ・レクリエーションパーク防災倉庫	3,140	408	9	110	6	1	2	2	1	1	1	800	4,000
柳原	柳原小学校防災倉庫	4,520	408	5	110	5	1	2	1		1	1	400	4,000
浅川	浅川小学校防災倉庫	5,480	408		80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
大豆島	大豆島公園防災倉庫	5,480	408	7	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	大豆島体育館	5,540	408	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
朝陽	エムウエーブ防災倉庫	5,180	408	5	70	5	1	2		1	1	1	400	4,000
若槻	昭和の森公園防災倉庫	4,340	408	5	80	5	1	2			1	1	550	4,000
	徳間小学校	4,880	360	7	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	主要品目一覧				トイレ類		搬送・避難所			飲料水・炊き出し関係			
		非常食合計	飲料水合計	トイレ合計	毛布類合計	汚物処理剤	トイレットペーパー	折り畳みリヤカー	ブルーム プライベート	フアミリールーム (間仕切壁)	炊き出しセット	浄水器	飲料水袋	紙コップ
						箱 大便 100回 2箱入	箱 24巻 入	台 積載 150kg	箱 2式入	箱 4式入	器 釜55ℓ	器	枚 10ℓ ・5ℓ	個 205cc
長沼	穂保高台公園	3,080	360	8	56	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
豊野	豊野西小学校防災倉庫	3,740	408	8	100	4	1	2		1	1	1	400	4,000
	豊野東小学校防災倉庫	3,740	408	7	80	6	1	2	1	1	1	1	400	4,000
安茂里	稲花中学校防災倉庫	4,040	408	5	80	5	1	2		1	1	1	600	4,000
	安茂里体育館	4,880	372	7	70	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
	あやとり安茂里公園	4,340	408	7	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
篠ノ井	篠ノ井西中学校防災倉庫	4,760	360	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	篠ノ井中央公園防災倉庫	5,540	408	7	80	1	1	2		1	1	1	400	4,000
	塩崎小学校	4,940	408	7	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
	小松原体育館	4,100	408	7	80	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
	南長野運動公園防災倉庫	4,940	360	5	90	5	1	2		1	1	1	400	4,000
川中島	川中島中学校防災倉庫	5,540	360	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	水飽公園防災倉庫	5,540	408	5	80	5	4	2		1	1	1	400	4,000
更北	青木島小学校防災倉庫	5,540	408	5	80		1	2		1	1	1	400	4,000
	下水飽小学校防災倉庫	3,140	360	5	110	5	1	2		1	1	1	400	4,050
	真島小学校	3,740	408	7	110	5	1	2	1	1	1	1	400	4,200
松代	松代小学校防災倉庫	3,140	360	5	80	5	1	2	1	1	1	1	400	4,000
	松代青垣公園防災倉庫	5,540	360	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	東条小学校	4,340	408	2	110		1	2	1	1	1	1	400	4,000
	寺尾小学校備蓄倉庫	3,140	408	7	110	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
若穂	若穂支所防災倉庫	4,940	360	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	若穂中央公園防災倉庫	4,940	408	5	80	5	1	2		1	1	1	400	4,000
	保科小学校	3,740	408	2	110	4	1	2	1	1	1	1	400	4,000
合 計		212,060	18,246	244	3,956	191	50	92	25	39	46	46	20,050	181,950

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	救助資機材類							水防資機材類			照明資機材類		
		革手袋	ノコギリ	パール	大型ハンマー	油圧ジャッキ	ハンドマイク	二つ折り担架	スコップ	土のう空袋	ブルーシート	投光器	コードリール	発電機
		双	本	本 φ25 mm 1.2m	本 両口 4.5kg	台 爪2t 頭5t	個 23w	基	本 剣・平	袋	枚 2×3 間	器 500w ×2	個 30m	基 HONDA EU26i 他
第一	加茂小学校防災倉庫	30	8	10	10	2	2	1	20	800	20	4	2	1
第二	城山公園防災倉庫	33	12	21	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	湯谷小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
第三	鍋屋田小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
第四	後町ホール	26	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
芹田	南部小学校防災倉庫	30	9	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	犀陵中学校防災倉庫	30	10	10	10	2	3	1	20	400	20	4	3	2
	長野駅東口公園防災倉庫	30	10	10	8	2	2	3	20	400	20	4	2	1
古牧	古牧小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	緑ヶ丘小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
三輪	柳町中学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	三輪小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
吉田	長野運動公園防災倉庫	30	12	20	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	吉田小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
古里	古里小学校	30	10	10	10	2	2	1	23	400	20	4	2	2
	北部スポーツ・レクリエーションパーク防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
柳原	柳原小学校防災倉庫	30	10	10	9	2	2	2	20	400	20	4	2	1
浅川	浅川小学校防災倉庫	30	10	10	9	2	2	1	20	240	20	4	2	1
大豆島	大豆島公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	大豆島体育館	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
朝陽	エムウエーブ防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
若槻	昭和の森公園防災倉庫	30	12	9	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	徳間小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	19	4	2	1

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	救助資機材類							水防資機材類			照明資機材類		
		革手袋	ノコギリ	パール	大型ハンマー	油圧ジャッキ	ハンドマイク	二つ折り担架	スコップ	土のう空袋	ブルーシート	投光器	コードリール	発電機
		双	本	本 φ25 mm 1.2m	本 両口 4.5kg	台 爪2t 頭5t	個 23w	基	本 剣・平	袋	枚 2×3 間	器 500w ×2	個 30m	基 HONDA EU26i 他
長沼	穂保高台公園	30	10	10	9	2	2	1	20	400	20	4	2	1
豊野	豊野西小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	2	20	4,400	78	4	2	1
	豊野東小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	10	4	2	1
安茂里	裾花中学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	15	400	20	4	2	1
	安茂里体育館	30	9	10	10	2	2	2	12	400	20	4	2	1
	あやとり安茂里公園	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
篠ノ井	篠ノ井西中学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	篠ノ井中央公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	塩崎小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	小松原体育館	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	南長野運動公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	5	20	400	20	4	2	1
川中島	川中島中学校防災倉庫	30	20	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	水鉋公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
更北	青木島小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	下水鉋小学校防災倉庫	27	12	10	10	2	2	1	20	400	19	4	2	1
	真島小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
松代	松代小学校防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	松代青垣公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	東条小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	寺尾小学校備蓄倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
若穂	若穂支所防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	4,100	70	4	2	2
	若穂中央公園防災倉庫	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
	保科小学校	30	10	10	10	2	2	1	20	400	20	4	2	1
合 計		1,376	474	480	455	92	93	55	910	26,340	1,016	184	93	49

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	生活用品類							応急救護所用資機材						
		三角巾特大	ネット包帯	下着類(男)	下着類(女)	生理用品	使い捨てカイロ	オムツ(子供M)	オムツ(大人L)	発電機 (応急救護所用)	投光器 (応急救護所用)	投光器スタンド (応急救護所用)	コードリール (応急救護所用)	ガソリン携行缶 (応急救護所用)	折り畳みリヤカー (応急救護所用)
		枚	枚	箱	箱	箱	箱	枚	枚	台	基	台	本	缶	台
		105×150cm	頭部用			1080枚入	1箱240枚							102	
第一	加茂小学校防災倉庫	175	30	1	1	1	4	216	108						
第二	城山公園防災倉庫	175	36	1	1	1	4	200							
	湯谷小学校	175	36	1	1	1	4	216	108						
第三	鍋屋田小学校	170	60	1	1	1	4	2	2						
第四	後町ホール	175	36	1	1	1	2								
芹田	南部小学校防災倉庫	175	24	1	1	1	4	200	72						
	犀陵中学校防災倉庫	175	36	1	1	1	4	200	72	1	2	1	1	1	1
	長野駅東口公園防災倉庫	175	30	1	1	1	4	200	108						
古牧	古牧小学校防災倉庫	175	24	1	1	1	4								
	緑ヶ丘小学校	175	24	1	1	1	4	432	216						
三輪	柳町中学校防災倉庫	175	30	1	1	1	4	200	72						
	三輪小学校	275	60	1	1	1	4	2	2						
吉田	長野運動公園防災倉庫	150	42	1	1	1	4								
	吉田小学校防災倉庫	175	24	1	1	1	4								
古里	古里小学校	175	60	1	1	1	4	432	216						
	北部スポーツ・レクリエーションパーク防災倉庫	150	30	1	1	1	4	216	108						
柳原	柳原小学校防災倉庫	175	36	1	1	1	4		18						
浅川	浅川小学校防災倉庫	175	26	1	1	1	4	200	72						
大豆島	大豆島公園防災倉庫	175	36	1	1	1	6	200	72						
	大豆島体育館	175	30	1	1	1	4	4	4						
朝陽	エムウエーブ防災倉庫	175	24	1	1	1	4	200	72						
若槻	昭和の森公園防災倉庫	175	24	1	1	1	4	150	72						
	徳間小学校	175	29	1	1	1	4	432	216						

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	生活用品類							応急救護所用資機材						
		三角巾特大	ネット包帯	下着類(男)	下着類(女)	生理用品	使い捨てカイロ	オムツ(子供M)	オムツ(大人L)	(発電機 (応急救護所用))	(投光器 (応急救護所用))	(投光器スタンド (応急救護所用))	(コードリール (応急救護所用))	(ガソリン携行缶 (応急救護所用))	(折り畳みリヤカー (応急救護所用))
		枚	枚	箱	箱	箱	箱	枚	枚	台	基	台	本	缶	台
		105×150cm	頭部用			1080枚入	1箱240枚							10ℓ	
長沼	穂保高台公園	175	30	1	1	1	4								
豊野	豊野西小学校防災倉庫	175	30	1	1	1	4								
	豊野東小学校防災倉庫	100	20	1	1	1	4	216	108						
安茂里	裾花中学校防災倉庫	175	24	1	1	1	4	200							
	安茂里体育館	175	20	1	1	1	4	432	216						
	あやとり安茂里公園	175	30	1	1	1	4	200	108						
篠ノ井	篠ノ井西中学校防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4	1	2	1	1	1	1
	篠ノ井中央公園防災倉庫	170	30	1	1	1	4	2	2						
	塩崎小学校	175	36	1	1	1	4	1	1						
	小松原体育館	175	36	1	1	1	4	216	108						
	南長野運動公園防災倉庫	175	36	1	1	1	4	2	2						
川中島	川中島中学校防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4	1	2	1	1	1	1
	氷鉤公園防災倉庫	175	30	1	1	1	4	200	72						
更北	青木島小学校防災倉庫	175	36	1	1	1	4	200	72						
	下水鉤小学校防災倉庫	150	24	1	1	1	4	200	72						
	真島小学校	175	30	1	1	1	4	4	4						
松代	松代小学校防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4						
	松代青垣公園防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4						
	東条小学校	175	36	1	1	1	4	1	1						
	寺尾小学校備蓄倉庫	100	20	1	1	1	4	216	108						
若穂	若穂支所防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4						
	若穂中央公園防災倉庫	170	30	1	1	1	4	4	4						
	保科小学校	175	36	1	1	1	4	4	4						
合 計		7,885	1,471	46	46	46	184	5,820	2,512	3	6	3	3	3	3



資料 12-3 防災備蓄物資一覧

		主要品目一覧				生活・飲料水・炊き出し関係					
地 区	名 称	非常食合計	飲料水合計	トイレ合計	毛布類合計	フ ア ミ リ ー ル ム (間仕切壁)	炊 き 出 し セ ツ ト	パ ケ ツ	飲 料 水 袋	紙 コ ッ プ	ス プ ー ン
		食	ℓ	基	枚	箱 4式入	器 釜55ℓ	個 10ℓ	枚 10ℓ - 5ℓ	個 205cc	本 プラ 特大
浅川	浅川支所	440	408	5		2		3	100	600	600
豊野	豊野支所（豊西小分含む）	3,080			1,330						
篠ノ井	信里倉庫	1,190	204	5	200	2	1	3	100	300	300
松代	松代支所（西条分）	440	408	5	150	2		3	100	500	500
	松代支所（豊栄分）	440	408	5	150	2	1	3	100	500	500
若穂	保科倉庫	740	204	5	500	2		3	100	400	400
小田切	小田切支所	590	432	5	150	2	1	3	100	200	200
芋井	芋井支所	440	408	5	230	2	1	3	100	200	200
七二会	七二会支所	950	432	5	150	2	1	3	100	200	200
信更	信更支所	490	408	5	70	2		3	100	200	200
	信田倉庫	640	480	5	80	2	1	3	100	200	200
戸隠	戸隠支所	320	408	5	400	2	1	3	100	300	300
鬼無里	鬼無里支所	540	408	5	460	2	3	3	100	200	200
大岡	大岡支所	540	408	5	400	2	1	3	100	200	200
信州 新町	信州新町支所	2,020	408	2	400	1	2	3	100	200	200
中条	中条支所（総合市民センター）	735	384	1	135	1	1	3	100	200	200
合 計		13,595	5,808	68	4,805	28	14	45	1,500	4,400	4,400

資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区	名 称	救助資機材類					照明資機材類				
		革手袋	ノコギリ	パール	大型ハンマー	二つ折り担架	投光器	投光器スタンド	コードリール	発電機 (ガンリン式他)	燃料携行缶
		双	本	本 φ25mm 1.2m	本 両口 4.5kg	基	器 500w ×2	器	個 30m	基 HONDA EU26i	個 20ℓ
浅川	浅川支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
豊野	豊野支所（豊西小分含む）						2	1	1	2	1
篠ノ井	信里倉庫	3	3	3	2	1	2	1	1	1	1
松代	松代支所（西条分）	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
	松代支所（豊米分）	3	3	3	2	1	2	1	1	1	1
若穂	保科倉庫	3	3	3	2	1	2	1	1	1	1
小田切	小田切支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
芋井	芋井支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
七二会	七二会支所	3	3	3	2	1	2	1	1	1	1
信更	信更支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
	信田倉庫	3	3	3	2	1	2	1	1	1	1
戸隠	戸隠支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
鬼無里	鬼無里支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
大岡	大岡支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
信州 新町	信州新町支所	3	3	3	2	1	2	1	1	2	1
中条	中条支所（総合市民センター）	3	3	3			2	2	2	3	3
合 計		45	45	45	28	14	32	17	17	28	18

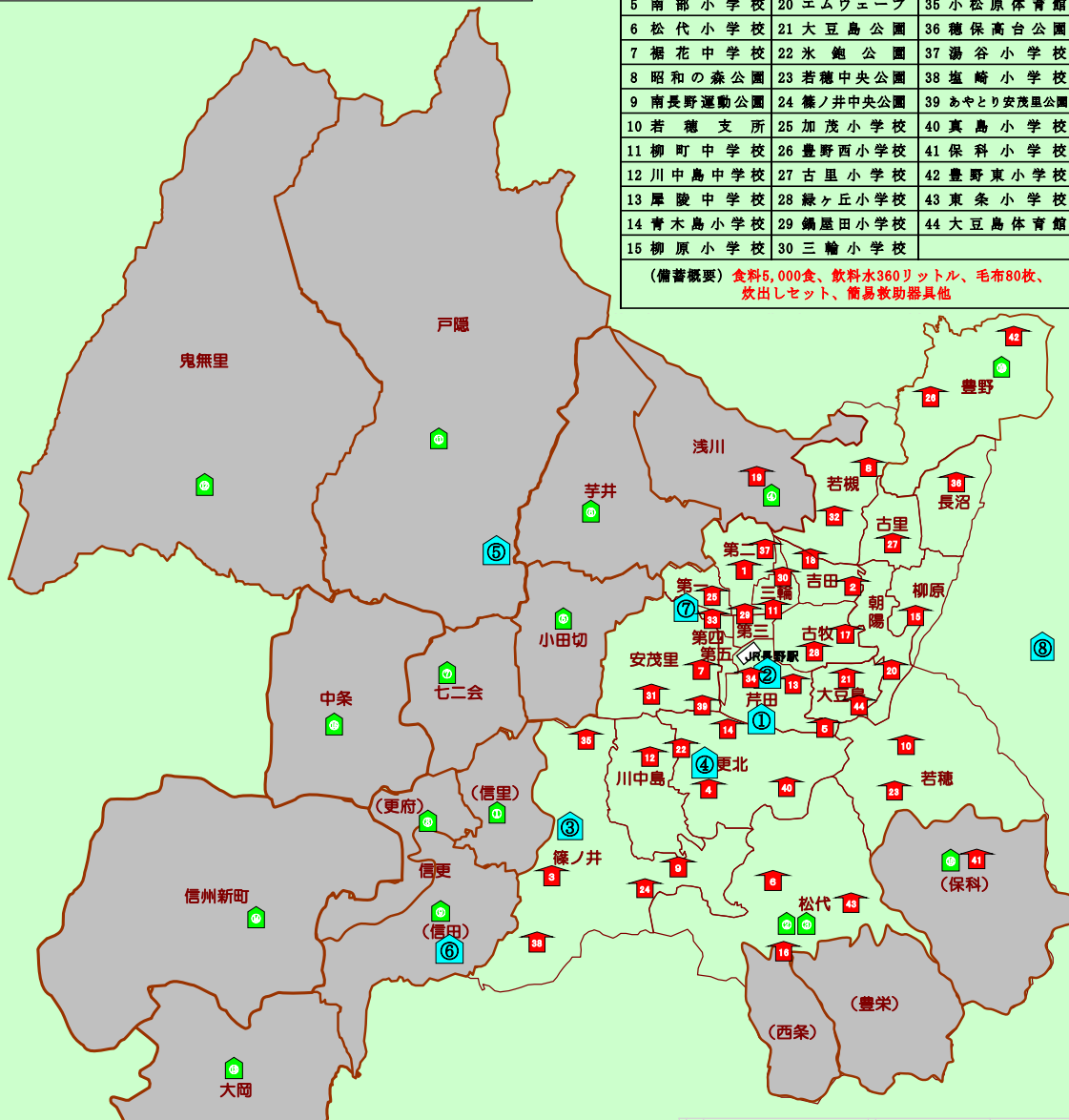
資料 12-3 防災備蓄物資一覧

地 区		生活用品類							
		三角巾特大	ネット包帯	下着類(男)	下着類(女)	生理用品	使い捨てカイロ	オムツ(子供M)	オムツ(大人L)
		枚	枚	箱	箱	箱	箱	枚	枚
		105×150cm	頭部用			1080枚入	1箱240枚		
浅川	浅川支所	100	10	1	1	6	4	1	1
豊野	豊野支所(豊西小分含む)								
篠ノ井	信里倉庫	100	10	1	1	6	4	1	1
松代	松代支所(西条分)	100	10	1	1	6	4	1	1
	松代支所(豊栄分)	100	10	1	1	6	4	1	1
若穂	保科倉庫	100	10	10	10	6	4	1	1
小田切	小田切支所	100	10	1	1	6	4	1	1
芋井	芋井支所	100	10	1	1	6	4	1	1
七二会	七二会支所	100	10	1	1	6	3	1	1
信更	信更支所	100	10	1	1	6	4	1	1
	信田倉庫	100	10	1	1	6	4	1	1
戸隠	戸隠支所	100	10	1	1	6	4	1	1
鬼無里	鬼無里支所	100	10	1	1	6	4	1	1
大岡	大岡支所	100	10	1	1	6	2	1	1
信州新町	信州新町支所	100	10	1	1	6	4	1	1
中条	中条支所(総合市民センター)	100	10	1	1				
合 計		1,500	150	24	24	84	53	14	14

防災備蓄倉庫 配置場所一覧

防災備蓄倉庫等配置状況  
令和3年4月1日現在

防 災 備 蓄 倉 庫		
1 城山公園	16 松代青垣公園	31 安茂里体育館
2 長野運動公園	17 古牧小学校	32 徳間小学校
3 篠ノ井西中学校	18 吉田小学校	33 後町ホール
4 下氷鮑小学校	19 浅川小学校	34 長野駅東口公園
5 南部小学校	20 エムウエーブ	35 小松原体育館
6 松代小学校	21 大豆島公園	36 穂保高台公園
7 裾花中学校	22 氷鮑公園	37 湯谷小学校
8 昭和の森公園	23 若穂中央公園	38 塩崎小学校
9 南長野運動公園	24 篠ノ井中央公園	39 あやとり安茂里公園
10 若穂支所	25 加茂小学校	40 真島小学校
11 柳町中学校	26 豊野西小学校	41 保科小学校
12 川中島中学校	27 古里小学校	42 豊野東小学校
13 犀陵中学校	28 緑ヶ丘小学校	43 東条小学校
14 青木島小学校	29 鍋屋田小学校	44 大豆島体育館
15 柳原小学校	30 三輪小学校	
(備蓄概要) 食料5,000食、飲料水360リットル、毛布80枚、 炊出しセット、簡易救助器具他		



中山間地等用備蓄場所	
1 信里倉庫 (旧信里小学校倉庫)	9 信田倉庫 (旧信田小学校倉庫)
2 松代支所 (旧松代支所倉庫)	10 豊野支所 (旧豊野支所倉庫)
3 松代支所 (旧松代支所倉庫)	11 戸隠支所 (旧戸隠支所倉庫)
4 浅川支所 (旧浅川支所倉庫)	12 鬼無里支所 (旧鬼無里支所倉庫)
5 小田切支所 (旧小田切支所倉庫)	13 大岡支所 (旧大岡支所倉庫)
6 芋井支所 (旧芋井支所倉庫)	14 信州新町支所 (旧信州新町支所倉庫)
7 七二会支所 (旧七二会支所倉庫)	15 中条支所 (旧中条支所倉庫)
8 信更支所 (旧信更支所倉庫)	16 JAグリーン長野保科 (旧保科支所倉庫)
(備蓄概要) 食料280~1,600食、飲料水400リットル、毛布70~500枚、炊出しセット、水防資機材、照明器材、トイレほか	

拠点倉庫	備蓄概要
1 川合新田倉庫	土のう2,500~6,000袋 ブルーシート等水防資機材・その他
2 長野駅東口公園倉庫	大型ヒーター・大型発電機 非常用食料・その他
3 篠ノ井岡田倉庫 (旧岡田児童館)	間仕切 420 基 毛布 24,300 枚 組立個室 264 基 簡易トイレ 272 基
4 氷鮑倉庫 (旧消防氷鮑分署)	土のう3,000~4,000袋 簡易トイレ(洋式220基・車椅子用22基)・他
5 戸隠倉庫 (旧戸隠リサイクル施設)	インフルエンザ対策用品 組立式トイレ・その他
6 信更赤田倉庫 (旧更科福祉園)	簡易トイレ (組立洋式11基・洋式61基) 毛布11,520枚・紙おむつ等
7 西長野倉庫 (旧消防西長野分署)	インフルエンザ対策用品 (防護服) 扇風機・段ボールベット・その他
8 須高行政組合防災倉庫	貯留式仮設トイレ (洋式44基・ 車椅子用26基)・簡易トイレ129基・他

## 日本赤十字社長野県支部備蓄資機材

## 1 救護資機材の整備

(1) 令和4年度中に整備した主な救護資機材

品名	数量	配備先
災害現場用モバイルパソコン	1	長野県支部
災害現場用モバイルプリンター	2	長野県支部
災害現場用デジタルカメラ	2	長野県支部
災害現場用ルーター	1	長野県支部
カセットガスボンベ式ヒーター	2	長野県支部
カセットガスボンベ式発電機	1	長野県支部
災害業務用自動車	1	須坂市地区

(2) 救護資機材の配備状況(令和4年12月1日時点)

品名	数量	品名	数量
救急車(ドクターカー含む)	8	dERU装備一式(車両・エアテント・積載品)	1
災害業務用自動車	37	ジェットヒーター	3
エアテント(大)	3	発電機	25
エアテント(小)	3	大型テント用発電機	2
折畳式救護用テント	5	投光器	34
天幕	69	浄水器	1
天幕支柱安定具	12	衛星携帯電話	18
救護所用大型テント	3	無線局(基地局)150MHz	7
救護所用冷暖房機器	1	無線局(移動局)150MHz	94
医療セット	22	無線局(基地局)400MHz	1
携帯型医療セット	14	無線局(移動局)400MHz	23
医療セット置き台	8	無線局キャリングセット	1
DMA T装備一式	2	アマチュア無線機	2
災害医療用心電計	1	携帯型ラジオ	10
担架	130	救護携行バック	98
担架架台	31	個人携行バック	112
寝袋	60	ヘッドランプ	134
折畳寝台	185	自動体外式除細動器(AED)	2
折畳机	10	炊き出しセット	116

※ 本表中には、各施設への管理換え及び地区への配備分を含みます。

## 2 救援物資(毛布等)の整備状況

救援物資の整備状況

(令和4年12月1日時点)

管理	保管場所		毛布(枚)	安眠シート(シート)	緊急シート(シート)	
支部	北信	支部倉庫(長野市)	長野県支部内	72	230	474
		中野市倉庫	中野市役所北側	1,000	500	120
		須坂市倉庫	須坂市老人福祉センター「永楽荘」	560	150	0
		千曲市倉庫	旧長野赤十字上山田病院職員駐車場	810	895	120
	中信	松本市倉庫	松本平広域公園	3,600	3,114	3,052
		大町市倉庫	大町市常盤貝原	2,320	665	1,500
		木曾町倉庫	木曾クリーンセンターリサイクル広場内	800	150	0
	東信	東御市倉庫	東御市第二体育館内	500	0	0
		佐久市倉庫	佐久市老人福祉センター「長寿閣」	800	400	120
		小海町倉庫	旧松原保育所跡地	700	1,450	420
		上田市倉庫	上田市立清明小学校清明児童クラブ内	300	150	0
	南信	辰野町倉庫	辰野町荒神山	300	0	0
		平谷村倉庫	平谷分署隣	460	0	0
		駒ヶ根市倉庫	駒ヶ根市役所内防災備蓄倉庫	800	210	180
		岡谷市倉庫	諏訪湖ハイツ敷地内	200	100	0
		麴喬木村倉庫	喬木村牛鼻原	560	200	0
	麴天龍村倉庫	天龍村老人福祉センター	500	240	0	
	小計		14,282	8,454	5,986	
施設	各赤十字病院	各赤十字病院倉庫	1,386	692	0	
地区分区	地区分区倉庫	各事務局	3,633	20	0	
	合計		19,301	9,166	5,986	

## 災害救助用米穀の供給に係る要請手続き

令和元年8月22日

### 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

#### 記

#### 1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局。北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

#### 2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

#### 3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。

(6) この他、1の(5)の場合において、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

以上

## 【別紙】

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

## 災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）  
第4章 I 第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考



災害時における対策支援に関する協定  
(長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

長野市（以下「甲」という。）、ユーグループ（㈱Uホールディングス・長野トヨタ自動車㈱・トヨタレンタリース長野㈱・トヨタL&F長野㈱）（以下「乙」という。）及び株式会社ユー・リアルエステート（以下「丙」という。）の三者は、長野市内において災害対策基本法第2条第1号(昭和36年法律第223号)に規定する災害や大規模停電等が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）における災害対策支援に関して次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は災害時等において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、一時避難場所や支援物資の提供のほか、車両等の貸与について必要な事項を定める。

(一時避難場所としての施設提供)

第2条 丙は、災害が発生した場合、周辺住民及び観光客等（以下「帰宅困難者等」という。）の安全確保のため、甲の要請により、利用可能かつ安全が確認された丙の施設を一時避難場所として開放するものとする。

2 乙は、前項に基づき施設を開放する場合、次の事項について可能な範囲で支援を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者等の受入れ
- (2) 施設設備（トイレ、冷暖房等）の提供
- (3) 受け入れた帰宅困難者等への物資（水、食料、ブランケット等）の無償提供
- (4) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者等に対する情報提供
- (5) 甲の調達した支援物資等の一時保管および配布場所の提供
- (6) その他必要な支援

3 丙が本条第1項に基づき開放する施設は、丙の所有する本社ビル（通称：プリズムビル、長野県長野市南石堂町1326-1）の1階から3階までの共用ホールとする。

4 丙が本条第3項に基づき開放する施設の内、本社ビル3階の一部を甲との防災連絡拠点とする。

5 丙が本条第1項に基づき開放する本社ビルは、停電時においては非常用電源により電気を供給する。

(車両の提供)

第3条 乙が甲に対して貸与する車両（以下「電源供給車両等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ハイブリッド車（アクセサリコンセント1,500W付き）
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 災害支援に必要な車両（人員輸送車両、トラック、フォークリフト、レンタカー等）

(貸与の要請)

第4条 甲は、災害時等における応急対策のため、乙が保有する電源供給車両等が必要と判断したときは、乙に対し、電源供給車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請できる

資料 12-6 災害時における対策支援に関する協定  
(長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

ものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障をきたさない範囲で、乙が保有する電源供給車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

(電源供給車両等の引渡し等)

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、電源供給車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電源供給車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電源供給車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 電源供給車両等の貸与期間は、電源供給車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(電源供給車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電源供給車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電源供給車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品及びレンタカーに係る費用をいう。)は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中に生じた電源供給車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電源供給車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第10条 乙は、電源供給車両等の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払いの請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電源供給車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、長野市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電源供給車両等を使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電源供給車両等の管理)

第13条 甲は、第5条に定める引渡しから第8条に定める返却時まで、貸与された電源

資料 12-6 災害時における対策支援に関する協定  
(長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

供給車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(電源供給車両等の情報提供)

第 14 条 乙は、甲から求められた場合は、災害時等に電力供給が可能な車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電源供給車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電源供給車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙は、平時においても電源供給車両等の災害時等における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等への協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(連絡責任者)

第 16 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(旧協定の失効)

第 17 条 甲乙間で令和 3 年 3 月 26 日に締結した「災害時における対策支援に関する協定」は、この協定の締結と同時に失効するものとする。

(不可抗力免責)

第 18 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙をそれぞれ署名の上各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 9 月 8 日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
市長 加藤久雄

資料 12-6 災害時における対策支援に関する協定  
(長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

- 乙 長野県長野市南石堂町 1326 番地 1  
ユーグループ  
代 表 宇都宮 進一
- 丙 長野県長野市大字南長野字石堂町南 1275 番地 1  
株式会社ユー・リアルエステート  
代表取締役社長 坂 口 尚 久

資料 12-6 災害時における対策支援に関する協定  
(長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電源供給車両等の貸与報告書

長野市長

団体・会社名 代表
--------------

災害時における対策支援に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告  
します。

担当者	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
電源供給車両等の種類・数量	種類	
	数量	
貸与場所	住所	
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
その他必要な事項		

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電源供給車両等の貸与要請書

団体・会社名 代表	様
--------------	---

長野市長

災害時における対策支援に関する協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請  
します。

担当者	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分	
貸与要請理由		
電源供給車両等の種類・数量	種類	
	数量	
貸与場所	住所	
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	
その他必要な事項		

資料 12-6 災害時における対策支援に関する協定  
 (長野市とユーグループ、(株)ユー・リアルエステート)

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名
--------

災害時における対策支援に関する協定第 14 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
第二順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
第三順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

災害時における電動車両等の支援に関する協定  
(長野市と長野三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))

長野市(以下「甲」という。)、長野三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。 )及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。 )とは、長野市内において災害対策基本法第2条第1号(昭和36年法律第223号)に規定する災害や大規模停電等が発生したとき(以下「災害時等」という。 )における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害時等における応急対策のため、乙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。 )の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式1号)により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障をきたさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。 )

資料 12-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定  
(長野市と長野三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))

は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、長野市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争



資料 12-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定  
(長野市と長野三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))

議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
市長 加藤 久雄 印

乙 長野県長野市大字東和田字居村南沖 8 6 5 番地  
長野三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 関本 一男 印

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号  
三菱自動車工業株式会社  
理事 国内営業本部長 印 藤 啓 孝 印

資料 12-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定  
 (長野市と長野三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))

(様式1号)

災害時における電動車両等の貸与要請書

年 月 日

会社名 代表	様
-----------	---

長野市長

災害時における電動車両等の支援に関する長野市と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

災害時における電動車両等の貸与報告書

年 月 日

長野市長

会社名 代表
-----------

災害時における電動車両等の支援に関する長野市と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

資料 12-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定  
 (長野市と長野三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株))

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名
--------

災害時における電動車両等の支援に関する長野市と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 13 条の規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

## 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定 (長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

長野市(以下「甲1」という。)、須坂市(以下「甲2」という。)、千曲市(以下「甲3」という。)、坂城町(以下「甲4」という。)、小布施町(以下「甲5」という。)、高山村(以下「甲6」という。)、信濃町(以下「甲7」という。)、小川村(以下「甲8」という。)、飯綱町(以下「甲9」といい、9市町村を総称して「甲等」という。))と長野日産自動車株式会社(以下「乙1」という。))及び日産プリンス長野販売株式会社(以下「乙2」といい、乙1及び乙2を総称して「乙等」という。))並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。))は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、甲等に災害対策基本法第2条第1号(昭和36年法律第223号)に規定する災害や大規模停電等が発生したとき、または発生するおそれがある場合等(以下「災害時等」という。))において、甲等が乙等及び丙の協力を得て、電力不足が想定される甲等指定の避難所等(以下「避難所等」という。))において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。))に加え、甲等が所有する電気自動車を非常用電源として活用できる体制を構築することにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、必要な事項を定める。
- 2 平常時においても、脱炭素社会の実現に向け、甲等、乙等及び丙が共に電気自動車の有用性を広く世間に周知するとともに、充電スタンドの整備など、電気自動車の利用環境を向上することを目的として、必要な事項を定める。

### (協力要請)

- 第2条 災害時等により、甲等に避難所等が開設された場合において、甲等が電力供給のための電気自動車、外部給電に必要な機器及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。))を必要とする場合は、甲等は、乙等のいずれかに対し、「協力要請書」(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲等から乙等に電話等により要請し、甲等は事後速やかに乙等に「協力要請書」(様式第1号)を提出するものとする。

### (協力)

- 第3条 乙等は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙等の所有する電気自動車及び外部給電に必要な機器を甲等に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙等から甲等に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電に必要な機器を併せて、以下「貸与車両等」という。
- 2 乙等は、前項に基づく貸与に併せて、乙等の指定する日時及び場所において、乙等の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。
- 3 貸与車両等の貸与期間(以下「貸与期間」という。))及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として開始日から1週間とし、甲等が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、当事者間で協議して延長期間を決定する。

### (電気自動車の貸与実施)

- 第4条 乙等は、原則として乙等の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲等に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両等を甲等に使用させるものとする。

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
(長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

(貸与時の残充電)

第5条 乙等は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙等が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両等に関する乙等の営業所又は保管管理場所等と甲等の避難所等との間の移動は、原則として甲等の責任において行うものとする。ただし、甲等により移動が困難な場合は、甲等と乙等が協議し、乙等が行うものとする。

(報告)

第7条 乙等は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両等を甲等に引渡した場合は、甲1に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに「災害時等における貸与報告書」(様式第2号)を、貸与車両等を引渡した甲等に提出するものとする。

(管理等)

第8条 甲等は、貸与車両等を原則として貸与された市町村において管理、使用するものとし、貸与期間中、善良なる管理者の注意義務をもって貸与車両等を保管・管理しなければならない。なお、その他の具体的な管理方法・取り扱いは、貸与された甲等と乙等間での協議により取り決める。

2 甲等は、充電スタンドを乙等より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲等の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲等は乙等に対しその損害を賠償するものとする。

4 帰責事由が不明な場合には、甲等、乙等及び丙が協議の上、賠償にあたるものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中の事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙等は、貸与車両の貸与にあたり乙等の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙等へその旨を連絡し、乙等の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙等の負担とする。ただし、甲等の故意又は過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなかった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(返却)

第11条 甲等は、通常損耗を除いた部分について、原状に復した上で、貸与車両等を乙等に返却するものとする。

2 貸与車両等の返却時期及び場所については、甲等及び乙等が協議の上、決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲等は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合(医療機器等への使用を含む。)、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
(長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙等は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、甲等に提供するものとする。

2 丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、甲等に提供するものとする。

(自治体間の連携について)

第14条 電気自動車等を所有する甲等は、災害時等に使用可能な電気自動車等の情報を甲1に提供し、甲1は、甲等に対し、その情報を共有するものとする。

2 災害時等において、前項に規定する電気自動車等を、貸与する場合、甲等間で協議の上、実施するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲等、乙等及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」(第3号様式)により指定した者が行う。なお、甲等、乙等及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲等、乙等及び丙は、年1回以上、意見交換又は協議等を行うものとする。

(広報活動)

第17条 甲等、乙等及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 乙等及び丙は、甲等が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

3 前項に規定する協力内容はイベントの都度、甲等、乙等及び丙が別途協議して定める。

4 第2項に規定するイベントへの協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。

5 甲等、乙等又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲1、乙等及び丙と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲等、乙等又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲等、乙等及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(不可抗力免責)

第20条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
(長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 21 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲等、乙等及び丙が協議して定めるものとする。

(全 21 条)

この協定の締結を証するため、本協定書 12 通を作成し、甲等、乙等、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 17 日

甲 1 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地  
長野市  
長野市長 加藤 久雄

甲 2 長野県須坂市大字須坂 1 5 2 8 番地 1  
須坂市  
須坂市長 三木 正夫

甲 3 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地  
千曲市  
千曲市長 小川 修一

甲 4 長野県埴科郡坂城町大字坂城 1 0 0 5 0 番地  
坂城町  
坂城町長 山村 弘

甲 5 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1 4 9 1 番地 2  
小布施町  
小布施町長 桜井 昌季

甲 6 長野県上高井郡高山村大字高井 4 9 7 2 番地  
高山村  
高山村長 内山 信行

甲 7 長野県上水内郡信濃町大字柏原 4 2 8 番地 2  
信濃町  
信濃町長 横川 正知

甲 8 長野県上水内郡小川村大字高府 8 8 0 0 番地 8  
小川村  
小川村長 染野 隆嗣

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
(長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

甲 9 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2 7 9 5 番地 1  
飯綱町

飯綱町長 峯村 勝盛

乙 1 長野県長野市川合新田 3 6 1 6 番地 1 号  
長野日産自動車株式会社

代表取締役社長 富田 信

乙 2 長野県上田市材木町一丁目 1 6 番 1 7 号  
日産プリンス長野販売株式会社

代表取締役社長 金井 正幸

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号  
日産自動車株式会社

理事 神田 昌明



資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
(長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

(様式第1号)

年 月 日

御中

〇〇〇長

協力要請書

電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定第2条の規定により、  
下記のとおり要請します。

記

1 要請日 年 月 日

2 電気自動車等の貸与

車種名等	台数	備考(貸与を必要とする場所・期間等)
	台	
	台	
	台	
	台	

3 外部給電に必要な機器及び充電スタンドの使用希望

外部給電に必要な機器	希望有無	台数	備考(期間等)
充電スタンド			

4 その他の要請及び連絡事項等

【問合せ先】

〇〇市町内〇〇〇〇部〇〇課

担当者

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス

(様式第2号)

年 月 日

災害時等における貸与報告書

長 様

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定第7条の規定に基づき、  
次のとおり報告します。

報告担当者	所属 氏名 電話 FAX メールアドレス
貸与した自動車の車種名、登録ナンバー、台数	車種名 登録ナンバー 台数
上記の他の貸与物	
貸与した場所	住所 名称
供給する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他の必要な事項	

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
 (長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

(様式第3号)

年 月 日

連絡調整者名簿

企業・団体名	長野市
	坂城町
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	須坂市
	高山村
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	千曲市
	信濃町
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	坂城町
	坂城町
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	小布施町
	小布施町
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	高山村
	高山村
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

企業・団体名	信濃町
	信濃町
第一順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：
第二順位	所属： 役職： 氏名： 勤務先電話： 携帯電話：

資料 12-8 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定  
 (長野市と長野日産自動車(株)、日産プリンス長野販売(株)、日産自動車(株))

第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:
------	---

企 業	・	団 体 名	小川村
第一順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		
第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		

企 業	・	団 体 名	飯綱町
第一順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		
第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		

企 業	・	団 体 名	長野日産自動車株式会社
第一順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		
第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		

企 業	・	団 体 名	日産プリンス長野販売株式会社
第一順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		
第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		

企 業	・	団 体 名	日産自動車株式会社
第一順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		
第二順位	所 属: 役 職: 氏 名: 勤務先電話: 携帯電話:		

※この名簿に記載の個人情報、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

長野市の災害時における必要物資供給等の協力に関する協定書  
(長野市と長野市商工業災害対策連絡協議会)

長野市商工業災害対策連絡協議会規約

- ① 災害時における必要物資の供給ならびに各種応援・協力に関する協定書
- 長野市の地域に大規模な地震・水害・火災等の災害が発生し、(以下「災害時」という。) 応急対策のため緊急に物資調達が必要が生じた場合、並びに対策を実施するための応援等について長野市(以下「甲」という。)と、長野市商工業災害対策連絡協議会(以下「乙」という。)との間において次のとおり協定を締結する。
- (市の要請)
- 第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため及び応急対策実施のため応援の必要があると認めるときは、乙に対して物資の調達及び応援を要請するものとする。
- (物資の調達と応援の範囲)
- 第2条 物資の調達及び応援の範囲については、甲が指定し、乙は甲の要請に応じられる範囲において実施するものとする。
- (調達等の方法)
- 第3条 前条の物資の調達及び応援の要請は原則として文書によるものとし、緊急やむを得ない場合は口頭によることができる。
- (物資等の価格)
- 第4条 調達物資の取引価格及び応援費用は、災害発生時直前における適正な価格とする。
- (物資等の引取)
- 第5条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認し、引取るものとする。
- 2 応援等については、甲が指定する場所において実施するものとする。
- (費用の請求)
- 第6条 乙は、物資の供給及び応援が完了したときは、長野市が定める請求書に第3条の要請書の写しを添付して甲に請求するものとする。
- (費用の支払)
- 第7条 甲は前条の請求書を受理したときは内容を確認し、速やかに費用の支払をするものとする。
- (期間)
- 第8条 この協定は、昭和59年6月2日から有効とし、甲、乙・協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。
- この協定書は2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。また、本協定書の写しを本会構成員の各代表者が保有する。
- (名称)
- 第1条 本会は、長野市商工業災害対策連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。
- (目的)
- 第2条 本会は、災害時における市民生活の安定を図るため、日常生活物資等の安定的供給及び施設の早期復旧等、長野市のおこなう被災者救済への協力を行うことを目的とする。
- (組織)
- 第3条 本会は、前条の目的に賛同する民間協力団体等の代表者によって組織する。
- (事業)
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- ① 日常生活物資の安定的供給
- ② 施設の早期復旧への協力(応急対策応援)
- ③ 被災者救済への協力
- ④ その他目的達成のために必要な事業
- (役員)
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- (役員を選出)
- 第6条 本会の役員は総会で選出する。
- (役員の仕事)
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
- ① 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (役員会)
- 第8条 役員会が必要な都度開催し、事業の執行は役員会の決議による。
- (総会)
- 第9条 総会は必要の都度会長が招集する。
- (事務局)
- 第10条 本会の事務局は長野商工会議所に置く。
- ① 事務局に事務局長及び職員を置く。

資料 12-9 長野市の災害時における必要物資供給等の協力に関する協定書  
(長野市と長野市商工業災害対策連絡協議会)

昭和59年6月2日

甲 長野市長 柳 原 正 之 ㊟

乙 長野市商工業災害対策連絡協議会  
会長 夏 目 幸一郎 ㊟

㊟ 災害時における生活必需物資等の販売協力に関する協定書

長野市の地域に大規模な地震・水害・火災等の災害が発生（以下「災害時」という。）した場合には、市民が必要とする生活必需物資を、長野市（以下「甲」という。）の要請により、長野市商工業災害対策連絡協議会（以下「乙」という。）は、市民に必要物資の販売をすることについて次のとおり協定する。

(市の要請)

第1条 甲は、災害時において市民生活の安定を図るため、乙が保有する生活必需物資を罹災市民に販売することを要請する。

(販売物資の範囲)

第2条 乙が、甲の要請により市民に販売する物資は次のとおりとする。

(1) 米・パン・ミルク及び一般食料品 (2) 衣料品 (3) 寝具類 (4) 炊事用具・食器類 (5) 日用品  
雑貨 (6) プロパンガス及び器具等光熱材料 (7) 医薬品 (8) 燃料 (9) その他甲が指定する物資  
(物資の販売方法等)

第3条 販売物資の種類・数量・方法・場所及び市民への伝達等については、甲・乙協議して定めるものとする。

(販売物資の価格)

第4条 物資の販売価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(有効期間)

第5条 この協定書は、昭和59年6月2日から有効とし、甲・乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施について疑義が生じたとき、又は協定に定めてない事項については、その都度誠意をもって協議するものとする。

この協定書は2通作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。また、本協定書の写しを本会構成員の各代表者が保有する。

昭和59年6月2日

甲 長野市長 柳 原 正 之 ㊟

乙 長野市商工業災害対策連絡協議会  
会長 夏 目 幸一郎 ㊟

記

1 乙の構成員は別紙のとおりとする。

1 乙の構成員は別紙のとおりとする。

## 災害時における物資の供給に関する協定書 (長野市とレンゴー(株)長野工場)

長野市(以下「甲」という)と、レンゴー株式会社長野工場(以下「乙」という)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第1条(目的)

この協定は、長野市管轄内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため第2条に定める物資を乙が甲に対して供給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条(物資の範囲)

甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- ①段ボール製品(段ボールシート及び段ボールケース)
- ②段ボール製簡易ベッド
- ③その他、乙の取り扱う商品

### 第3条(協力要請及び手続)

- 1 甲は、自己の防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合、又は配備態勢をとった場合において、必要があると認めるときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。
- 2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書を別紙の様式第1号により作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。緊急を要する場合の連絡先については平時から確認しあうものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

### 第4条(物資の引渡し)

- 1 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。この場合において、乙は、甲から第2条第2号に定める物資の組立についての指導又は補助をおこなうよう要請があったときは、これに誠実に対応するものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。
- 2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

### 第5条(代金及び費用負担)

- 1 前二条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。
- 2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

### 第6条(防災訓練等への参加)

資料 12-10 災害時における物資の供給に関する協定書  
(長野市とレンゴー(株)長野工場)

乙は災害発生時に円滑に対応する為、甲の実施する防災訓練等に積極的に参加する。

第7条 (協議解決)

この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第8条 (有効期間)

この協定の有効期間は、令和2年8月26日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本覚書はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

令和2年8月26日

甲：長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市

長野市長 加藤久雄 印

乙：長野市大字稲葉字日詰沖 1731 番地  
レンゴー長野株式会社長野工場

工場長 高橋政雄 印

資料 12-10 災害時における物資の供給に関する協定書  
(長野市とレンゴー(株)長野工場)

<様式第1号>

年 月 日

レンゴー株式会社長野工場 御中

物資供給要請書

長野市長

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

(以下、所要事項の記入欄)

<最低限、記入欄が必要と思われる事項>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所(納入場所)
- ・引渡日時(納期)

<上記以外で記入欄を設けることが考えられる事項>

- ・災害の状況等についての説明欄
- ・備考欄(その他の所要事項の記入用)

<様式第2号>

年 月 日

長野市長

物資供給報告書

レンゴー株式会社長野工場

災害時における物資の供給に関する協定書第4条第2項に基づき、次のとおり物資の供給について報告します。

(以下、所要事項の記入欄)

<最低限、記入欄が必要と思われる事項>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所(納入場所)
- ・引渡日時(納期)

<上記以外で記入欄を設けることが考えられる事項>

- ・備考欄(その他の所要事項の記入用)

※基本的には、この報告書の記入欄は、ほぼ「要請書」の所要事項の記入欄のコピーで良く、必要に応じて、細部のみ様式を変更しておけば足りると思われる。



資料 12-11 災害時における物資供給に関する協定書  
(長野市と NPO 法人コメリ災害対策センター)

災害時における物資供給に関する協定書  
(長野市と NPO 法人コメリ災害対策センター)

長野市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。  
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

資料 12-11 災害時における物資供給に関する協定書  
(長野市と NPO 法人コメリ災害対策センター)

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 17 日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
市長 加藤 久雄 印

乙 新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎 印

資料 12-11 災害時における物資供給に関する協定書  
 (長野市と NPO 法人コメリ災害対策センター)

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(長野市と興亜化成(株)、HARIO(株))

長野市(以下「甲」という。)と興亜化成株式会社(以下「乙」という。)及びHARIO株式会社(以下「丙」という。)は、長野市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における応急物資の供給及び平常時における防災教育の支援を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙及び丙が日頃から連携して、災害時における市民生活の早期安定及び被災者支援のために、応急物資の迅速な供給と、平常時には災害に備えるための教育に協力して取り組み、長野市の一層の防災力向上に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に避難施設等における応急物資、又は、市民への防災教育の普及支援(以下「応急物資等」という。)について必要であると判断したときには、乙又は丙に協力を要請することができる。

(協力の内容)

第3条 甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における応急物資の範囲、防災教育の範囲は別紙1のとおりとする。

(要請の手続き)

第4条 第2条の規定による要請は、応急物資等要請書(様式第1号)(以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(引き渡し等)

第5条 前条の要請書に基づく応急物資等の引渡し場所への運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

2 甲は、乙及び丙が応急物資等の運搬を行うときには、乙及び丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙及び丙が供給した応急物資等の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙及び丙が業務の履行後に提出する応急物資等実施報告書(様式第2号)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準として、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙及び丙は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を決めて共有するものとし、変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲と乙及び丙は、平時から第3条について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に規定する有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

資料 12-12 災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(長野市と興亜化成(株)、HARIO(株))

(協議事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 14 日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地  
長野市

長野市長 加藤久雄 印

乙 長野県伊那市御園 1 8 0 番地 2  
興亜化成株式会社

代表取締役社長 山岸弘道 印

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾 9 1 6 番地 1  
HARIO 株式会社

代表取締役 清沢俊太郎 印

資料 12-12 災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(長野市と興亜化成(株)、HARIO(株))

(別紙1)

協力の内容

1 応急物資等の内容

- (1) 発泡スチロール製マットの供給と使用後の回収
- (2) 発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の供給
- (3) ニコニコ備蓄セットの供給
- (4) その他の応急物資等の供給

2 防災教育の普及支援

- (1) 防災体験・研修会、講演会の企画
- (2) 防災出前講座の実施
- (3) 防災意識調査の実施
- (4) 一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- (5) 防災教育に関する情報提供

資料 12-12 災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(長野市と興亜化成(株)、HARIO(株))

(別紙2)

連絡体制について

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市総務部危機管理防災課  
電話 026-224-5006  
FAX 026-224-5109

乙 長野県伊那市御園 180 番地 2  
興亜化成株式会社  
電話 0265-72-7264  
FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾 916 番地 1  
HARIO 株式会社  
電話 0263-55-6754  
FAX 0263-99-2481

資料 12-12 災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(長野市と興亜化成(株)、HARIO(株))

様式第1号 (第4条関係)

( 年 月 日 )

応急物資等要請書

興亜化成(株)・HARIO(株)  
担当者 様

長野市長

印

災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書第4条の規定に基づき、  
下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

--

\* 応急物資の供給及び防災教育の支援

2. 要請内容

要請する応急物資等	供給希望期日	引渡し場所	備考

3. 要請担当者

所屬・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

様式第2号 (第6条第2項関係)

( 年 月 日 )

応急物資等供給実施報告書

長野市長 様

興亜化成(株)・HARIO(株)  
担当 印

このことについて、災害時における応急物資の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施内容

供給日	品目・内容	数量	供給先	引受者

\* 品目・内容は、生活物資の品目、防災教育の内容を記入

2. 報告担当者

所屬・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡事項 \_\_\_\_\_



災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書  
(長野市と佐川急便(株)信越支社)

長野市(以下「甲」という)と佐川急便株式会社信越支店(以下「乙」という)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、長野市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる長野市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、長野市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書式により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

資料 12-13 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書  
(長野市と佐川急便(株)信越支社)

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。  
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年9月11日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

資料 12-13 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書  
(長野市と佐川急便(株)信越支社)

長野市長 加 藤 久 雄 印

長野県須坂市大字井上 700 番地の 1  
乙 佐川急便株式会社 信越支店  
信越支店長 外 山 智 印

資料 12-14 災害時における食料の安定供給に関する協定  
(長野市と長野市開発公社)

災害時における食料の安定供給に関する協定 (長野市と長野市開発公社)

長野市 (以下「甲」という。) と社団法人長野市開発公社 (以下「乙」という。) は、風水害・地震等の災害時 (以下「災害時」という。) における被災者及び災害応急対策活動従事者等に対する食料の安定供給に関して、変更事項が生じたため、次のとおり協定を改定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に食料の確保ができない被災者及び災害応急対策活動従事者等に対し、「長野市地域防災計画」の定めにより食料の安定供給を行うことを目的とする。

(災害時の認定)

第2条 災害時の認定は、甲が行う。

(食料の提供)

第3条 甲は、乙に対し食料の提供の日時・場所、提供品目、数量等を指示し、食糧の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対し原則として指示日時の6時間前までに食料の提供を要請するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、速やかに甲の指示内容に従い食料を供給するものとする。ただし、乙の食料提供施設及び搬送道路の被災等により食料を提供することが困難な場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(食料提供施設)

第4条 乙の食料提供施設は、「松代荘」とする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、甲に対して食料を供給したときは、代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求が乙からあったときは、30日以内に乙に対し代金を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平素から「長野市地域防災計画」、甲の防災体制及び災害対策上必要な事項について情報交換に努めて災害時に備えるとともに、災害時においては災害情報の交換等を綿密に行い、安全かつ迅速な食糧の安定供給に努めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月1日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市

長野市長

加藤久雄

資料 12-14 災害時における食料の安定供給に関する協定  
(長野市と長野市開発公社)

乙 長野市大字鶴賀字苗間平 1 6 1 3 番地  
社団法人 長野市開発公社

専務理事 久保田 高文

災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書  
(長野市と(株)デリクックちくま)

長野市(以下「甲」という。)と株式会社デリクックちくま(以下「乙」という。)は、災害時における食料、飲料等(以下「食料等」という。)の供給及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に食料等の確保ができない被災者及び災害応急対策活動従事者等に対し、「長野市地域防災計画」の定めにより食料等の安定供給を行うことを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、市内に災害が発生、又は発生する恐れがあるときにおいて、必要があると認められるときは、乙に対し、食料等の供給を要請することができる。

2 甲が乙に供給を要請する食料等は、要請時点で乙が製造及び調達可能なものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、速やかに甲の要請内容に従い食料等を供給するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に食料等の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の要請は、原則として食料等の供給日時の6時間前までに行うものとする。

ただし、乙は、乙の食料等供給施設及び搬送道路の被災等により食料等を供給することが困難な場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(食料等の運搬、引渡し)

第4条 食料等の納品場所及び運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、納品場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、納品場所に派遣している職員により食料等を確認のうえ、引き取るものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、甲に対して食料等を供給したときは、代金を甲に対し請求するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月10日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市

長野市長

加藤久雄 印

資料 12-15 災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書  
(長野市と(株)デリックちくま)

乙 長野市篠ノ井小森428  
株式会社 デリックちくま  
代表取締役社長 北 澤 英 行 ㊞

災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書  
(長野市とベイクックコーポレーション(株))

長野市(以下「甲」という。)とベイクックコーポレーション株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における食料、飲料等(以下「食料等」という。)の供給及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に食料等の確保ができない被災者及び災害応急対策活動従事者等に対し、「長野市地域防災計画」の定めにより食料等の安定供給を行うことを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、市内に災害が発生、又は発生する恐れがあるときにおいて、必要があると認められるときは、乙に対し、食料等の供給を要請することができる。

2 甲が乙に供給を要請する食料等は、要請時点で乙が製造及び調達可能なものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、速やかに甲の要請内容に従い食料等を供給するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に食料等の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の要請は、原則として食料等の供給日時の12時間前までに行うものとする。

ただし、乙は、乙の食料等供給施設及び搬送道路の被災等により食料等を供給することが困難な場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(食料等の運搬、引渡し)

第4条 食料等の納品場所及び運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、納品場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、納品場所に派遣している職員により食料等を確認のうえ、引き取るものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、甲に対して食料等を供給したときは、代金を甲に対し請求するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月17日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613  
長野市



資料 12-16 災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書  
(長野市とベイクックコーポレーション(株))

長野市長                      加 藤   久 雄

乙 長野市風間2452  
ベイクックコーポレーション 株式会社  
代表取締役社長      塩 沢              均

## 災害時における相互協力に関する協定(長野市と郵政関係機関)

(趣旨)

第1条 長野市内の郵政関係機関(以下「甲」という。)と長野市(以下「乙」という。)は、長野市内に大規模な災害が発生した場合における相互協力について次のとおり協定する。

(用語の定義)

第2条 この協定における「郵政関係機関」とは、長野市内に所在する郵便局・信越郵政局・信越郵政研修所及び長野貯金事務センターをいう。

2 郵政関係機関の代表を長野中央郵便局長とする。

(協力要請)

第3条 甲又は乙は、長野市内に災害が発生し、次の事項に必要な生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- (2) 避難場所、救援物資等の集積場所として甲及び乙が所有又は管理する施設並びに用地を相互に提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民に係わる情報の相互提供
- (4) 甲は必要に応じ避難場所に臨時の郵便差出箱を設置
- (5) その他前名号に定めるもののほか、協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規程による申請を受けた時は、速やかに協力するよう努めなければならない。

(長野市災害対策本部への参加)

第5条 甲は乙の要請により長野市対策本部へ、参加することができる。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙の行う防災訓練に参加することができる。

(防災知識の普及等)

第8条 甲は乙に協力して、市民及び関係職員に対して、防災知識の普及及び防災ボランティアの育成に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては長野中央郵便局総務課長、乙においては長野市総務部防災課長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、両者が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

資料 12-17 災害時における相互協力に関する協定(長野市と郵政関係機関)

平成9年10月8日

甲 長野中央郵便局長

乙 長野市長

災害時における相互協力に関する協定を締結する長野市内郵政関係機関

普通郵便局

長野中央郵便局、長野東郵便局、篠ノ井郵便局、川中島郵便局、松代郵便局

5局

特定郵便局

芋井郵便局、浅川郵便局、若槻郵便局、古里郵便局、柳原郵便局、長沼郵便局、善光寺郵便局、長野淀ガ橋郵便局、長野相木郵便局、長野箱清水郵便局、長野桜枝郵便局、長野旭郵便局、長野吉田郵便局、長野吉田東町郵便局、長野吉田一郵便局、安茂里郵便局、小田切郵便局、朝陽郵便局、大豆島郵便局、長野権堂郵便局、長野中御所郵便局、長野若里郵便局、長野駅前郵便局、長野七瀬郵便局、長野緑郵便局、長野鶴賀郵便局、長野県庁内郵便局、長野柳町郵便局、長野小牧郵便局、メルパルク長野郵便局、七二会郵便局、若穂郵便局、川田郵便局、保科郵便局、豊栄郵便局、寺尾郵便局、塩崎郵便局、稻荷山駅前郵便局、小島田郵便局、青木島郵便局、川中島駅前郵便局、更北郵便局、信更郵便局、更府郵便局

44局

長野貯金事務センター1所

信越郵政局1局

信越郵政研修所1所

合計52局所

長中総第457号

平成 19 年 7 月 25 日

長野市長 鷲澤 正一 様

日本郵政公社長野中央郵便局長 大竹 賢一

## 民営・分社化に伴う協定の承継について

拝啓、盛夏の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社の業務に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が平成 19 年 10 月 1 日をもって民営化・分社化することに伴い、貴市と締結しています「災害時における相互協力に関する協定」につきまして、協定の内容により下記のとおり、各新会社に承継させていただきます。

ただし、「災害発生時における為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い」につきましては、民営化後においては、監督官庁（金融庁）からの要請により当該取扱いを実施することになり、協力要請事項には含まれなくなりますので、ご了承いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、協定の内容としては承継しませんが、災害救助法適用時においては、現在と同様に災害特別事務取扱いを行うこととしております。

敬具

## 記

覚書内容	承継会社
・避難場所、救援物資等の集積場の提供	郵便局会社・郵便事業会社（注）
・被災市民に係わる情報提供 ・臨時郵便差出箱の設置 ・郵便の非常取扱い	郵便事業会社

（注）長野中央、長野東及び長野南郵便局は、郵便事業会社が承継します。

資料 12-18 災害時における資機材リースの協力に関する協定書  
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

災害時における資機材リースの協力に関する協定書  
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

長野市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、長野市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のリースを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(リースの協力要請)

第3条 災害時において、甲が資機材のリースを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のリースを実施するものとする。

(リースの範囲)

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる資機材

(2) その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

(要請手続)

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、規格、数量、搬入場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材のリースの協力)

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のリースについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(資機材の搬入等)

第7条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により乙がリースした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるリース及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

資料 12-18 災害時における資機材リースの協力に関する協定書  
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のリース等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。


平成28年12月16日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613

長野市長 鷺澤 正一 

乙 長野県下伊那郡松川町上片桐3322

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部

支部長 原 茂 

資料 12-18 災害時における資機材リースの協力に関する協定書  
 (長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

別表 (第4条関係)

○発電機 (2~3KVA)	○ツイントイレ
○発電機 (10~25KVA)	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード (脚付)
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール (屋内)	○コピー機
○コードリール (屋外)	○レーザープリンター
○投光機 (500W・1KW)	○ノートパソコン
○投光機 (2灯式)	○衛星電話
○投光機 (4灯式)	○コードレス電話
○投光機 (バルーン型)	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビデオ
○コンテナハウス (3坪クラス)	○ファンヒーター
○コンテナハウス (4坪クラス)	○扇風機

資料 12-18 災害時における資機材リースの協力に関する協定書  
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

(別紙様式 1)

災害時における資機材リースの協力に関する要請書

第 年 月 日

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部  
支 部 長 様

長野市長

印

「災害時における資機材リースの協力に関する要請書」に基づき、次のとおり資機材のリースを要請します。

1 災害時の状況及び要請する事由

2 リースを必要とする資機材の内容

資機材名	規格	数量	搬入場所	備考

(別紙様式 2)

災害時における資機材リースの協力に関する報告書

第 年 月 日

長野市長 様

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部  
支 部 長 印

年 月 日 付け 第 号で要請のあった資機材のリース要請について、次のとおり実施しましたので報告します。

資機材のリース実施状況

資機材名	規格	数量	搬入場所	運搬者

注：運搬者については、乙において実施した場合は乙において実施した旨、長野市で実施した場合は長野市で実施した旨の記載をすること。(例：協会で実施、長野市で運搬、等)



## 災害時における電気の保安に関する協定書 (長野市と一般財団法人中部電気保安協会)

長野市(以下「甲」という。)と一般財団法人中部電気保安協会長野支店(以下「乙」という。)は、長野市内に発生した地震、風水害その他による災害発生時(以下「災害時」という。)における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の適切な機能の維持及び迅速な復旧を図ることを目的とする。

### (災害応急対策業務)

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

### (相互の連絡)

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

### (要請手続)

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書(様式第1号)で通知し、要請するものとする。

2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

### (費用負担)

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

### (第三者に対する損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

### (防災体制の連絡)

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

### (防災訓練)

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

### (有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。


### (協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。


この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月24日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市

長野市長 鷺澤 正一 

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号  
一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長 倉持 高久 

## 災害時における協力に関する協定書(長野市と社団法人長野青年会議所)

長野市(以下「甲」という。)と社団法人長野青年会議所(以下「乙」という。)は、地震等の大規模災害や大規模事故(以下「災害時」という。)における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、長野市内における災害時において、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、総合的な救援活動を行うため、甲の要請に基づき、乙が社会貢献活動の一環として協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

### (要請手続)

第2条 前条の要請は、原則として文書により行う。ただし、文書により難しい場合は口頭により要請し、後に速やかに文書で通知する。

### (協力内容)

第3条 乙は、前条の要請に基づき、その組織及び機能等を最大限に活用し、必要に応じて、公益社団法人日本青年会議所、長野市域内外を活動拠点とする青年会議所及びその他の乙の関係団体(以下「関係機関」という。)と連携を図り、次に掲げる事項について、協力を行うものとする。

- (1) 被災地の状況とニーズの把握
- (2) 救援物資等の調達、募集及び受付
- (3) 前号の救援物資等の仕分け、輸送及び供給
- (4) 専門的な技能を活用した総合的な救援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との連絡調整及び広報等の支援を行うものとする。

### (広域的協力体制の整備)

第4条 乙は、平常時から関係機関との連携を強化し、災害時に迅速に広域的な協力を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

### (情報交換)

第5条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### (協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通ずつ保有する。

平成24年12月17日

甲 長野市

長野市長 鷺澤 正一 印

乙 社団法人長野青年会議所

理事長 植木 宏一 印

## 災害時における協力に関する協定書(長野市と公益社団法人南長野青年会議所)

長野市(以下「甲」という。)と公益社団法人南長野青年会議所(以下「乙」という。)は、地震等の大規模災害や大規模事故(以下「災害時」という。)における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、長野市内における災害時において、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、総合的な救援活動を行うため、甲の要請に基づき、乙が社会貢献活動の一環として協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

### (要請手続)

第2条 前条の要請は、原則として文書により行う。ただし、文書により難しい場合は口頭により要請し、後に速やかに文書で通知する。

### (協力内容)

第3条 乙は、前条の要請に基づき、その組織及び機能等を最大限に活用し、必要に応じて、公益社団法人日本青年会議所、長野市域内外を活動拠点とする青年会議所及びその他の乙の関係団体(以下「関係機関」という。)と連携を図り、次に掲げる事項について、協力を行うものとする。

- (1) 被災地の状況とニーズの把握
- (2) 救援物資等の調達、募集及び受付
- (3) 前号の救援物資等の仕分け、輸送及び供給
- (4) 専門的な技能を活用した総合的な救援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との連絡調整及び広報等の支援を行うものとする。

### (広域的協力体制の整備)

第4条 乙は、平常時から関係機関との連携を強化し、災害時に迅速に広域的な協力を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

### (情報交換)

第5条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### (協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙でそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月10日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

長野市長 加藤久雄 印

乙 長野市篠ノ井布施高田895-1

公益社団法人南長野青年会議所

理事長 関裕司 印

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書  
(長野市と長野県石油商業組合及び長野県石油商業組合北信支部)

長野市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合北信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長野市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、以って市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

(報告手続)

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

資料 12-22 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書  
(長野市と長野県石油商業組合及び長野県石油商業組合北信支部)

(費用の支払)

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 長野市  
市長 鷺澤 正一 ⑩

乙 長野県石油商業組合  
理事長 渡邊 一正 ⑩



資料 12-22 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書  
(長野市と長野県石油商業組合及び長野県石油商業組合北信支部)

丙 長野県石油商業組合北信支部  
支部長 原 山 稔 明 ④

## 災害時における障害物除去等の協力に関する協定（長野市と長野県レッカー協会）

長野市（以下「甲」という。）と、長野県レッカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う障害物除去等の業務の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、障害物の除去作業を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

### （業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 道路通行確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

### （要請）

第4条 甲は、災害が発生し、前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式第1号）をもって協力を要請するものとする。  
ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、乙の保有する資機材を活用し甲に協力をを行うものとする。

### （報告）

第6条 乙は、前条の規定により協力をを行った場合は、業務の実施状況を報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用の負担は甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

### （第三者に対する損害賠償）

資料 12-23 災害時における障害物除去等の協力に関する協定(長野市と長野県レッカー協会)

第9条 第2条の規定に基づく業務中に、第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(災害発生時の情報提供)

第10条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(自発的活動)

第12条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月20日 付

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市  
市長 鷺澤 正一 印

乙 長野県飯田市大瀬木3971番地3  
長野県レッカー協会  
会長 片山 哲夫 印

(様式第2号)

障害物除去等の実施報告書

第 号  
第 月 日  
年

長野市長 様

長野県レッカー協会 会長 様

年 月 日 付け 第 号で要請のあった障害物除去等の協力要請について、次のとおり実施しましたので報告します。

- 1 実施日時(期間)
- 2 実施場所
- 3 実施内容

4 乙の現場責任者  
氏名 事業所名  
電話

5 実施事業所名等

事業所名	使用資機材	従事者数	備考

6 その他必要な事項

(様式第1号)

障害物除去等の協力要請書

第 号  
第 月 日  
年

長野県レッカー協会 会長 様

長野市長 様

「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づき、次のとおり協力を要請します。

- 1 実施日時(期間)
- 2 実施場所
- 3 災害の状況及び協力業務の内容(障害物除去、道路交通確保、その他)

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数量及び業務従事者数

資機材等の種類	数量	従事者数	備考

5 甲の現場責任者  
氏名 所属  
電話

6 その他必要な事項

災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書  
(長野市と一般社団法人長野県建築士会長野支部・更級支部)

長野市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会長野支部（以下「乙」という。）とは、被災建築物応急危険度判定の協力に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 この協定は、長野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て、災害時に被災建築物応急危険度判定を迅速かつ的確に行うための必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 被災建築物応急危険度判定 長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により認定された長野県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が、長野県建設部が作成した被災建築物応急危険度判定マニュアルにより行う判定（以下「応急危険度判定」という。）をいう。

(対象建築物)

第3 応急危険度判定の対象となる建築物は、防災計画に定める避難所、福祉避難所及び現地災害対策本部並びにその他市長が指定する建築物（以下「避難所等」という。）とする。

(協力の要請)

第4 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要があるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、直ちに実施するものとする。

2 乙は、地震が発生し、長野市内で震度5弱が観測された場合は、応急危険度判定を開始できる準備体制を整えて待機し、甲からの要請を受けた場合は直ちに実施するものとする。

3 乙は、地震が発生し、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき直ちに応急危険度判定を実施するものとする。

(事前計画)

第6 甲乙は、応急危険度判定の円滑な実施を図るため、随時必要な協議を行うと共にあらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で通知しなければならない。通知した事項を変更するときも同様とする。

- (1) 甲 避難所等の名称及び位置
- (2) 乙 組織体制、連絡体制及びこの協定に従事する判定士の名簿

(報告)

資料 12-24 災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書  
(長野市と一般社団法人長野県建築士会長野支部・更級支部)

第7 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事した人員ごとの従事時間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第8 この協定に基づく応急危険度判定の実施に要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて甲乙で負担するものとする。

(経費の請求)

第9 乙は、前条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払い)

第10 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第11 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報及び判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(協議)

第12 この協定に定めていない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13 この協定の有効期間は、平成25年2月20日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月20日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市

長野市長 鷲澤正一 印

乙 長野県長野市大字鶴賀緑町1605番地14  
長野ダイヤモンドビル9階

資料 12-24 災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書  
(長野市と一般社団法人長野県建築士会長野支部・更級支部)

社団法人 長野県建築士会長野支部

支部長 林 辺 松 治 印

同内容にて、更級支部と協定締結

社団法人 長野県建築士会更級支部 支部長 堀 内 浩

資料 12-25 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

長野市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは、本市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、もって市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における緊急交通路の誘導並びに災害現場での安全確保等に関する業務
- (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール
- (3) 避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務
- (4) 被災状況等の情報提供業務
- (5) その他甲において必要と認める安全確保のための業務

(要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書をもって協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(業務の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

2 甲は、要請を受けて業務に従事する乙の会員に対し、その業務の内容に応じ必要な情報等を提供する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、業務の実施状況を文書により速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定に基づく業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、別に定める実施細目に基づいて算定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。



資料 12-25 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

(災害補償)

第8条 第2条の規定により業務に従事した警備員が、本協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備事業者の責任において行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 第2条の規定に基づく業務中に、第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、別に定める実施細目による。

(協議)

第12条 この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月24日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市  
市長 鷺澤 正一 印

乙 長野市中御所一丁目5番1号  
一般社団法人長野県警備業協会  
会長 赤羽 淳 印

資料 12-26 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定実施細目  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定実施細目  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第3条に規定する文書は、別記様式第1号によるものとする。

(業務の実施)

第3条 協定第3条の要請に基づいて業務に従事する警備員は、当該要請業務に対する専門的知識及び技能を有する者とし、当該警備員が所属する警備事業者の指揮により、甲の指定する業務に従事するものとする。

(報告)

第4条 協定第5条に規定する文書は、別記様式第2号によるものとする。

(費用の負担)

第5条 協定第6条に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

(出動可能人員等の把握)

第6条 乙は、警備事業者ごとの出動可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。  
2 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から適用する。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月24日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市  
市長 鷺澤 正一

乙 長野市中御所一丁目5番1号  
一般社団法人長野県警備業協会  
会長 赤羽 淳

資料 12-26 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定実施細目  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

(別紙)

警備料金の単価内訳表

1 昼間(実働8時間当たり)の単価

(単位:円)

費用内訳	業務内容	交通誘導 (※1)		施設警備 (※2)		
		交通誘導員A	交通誘導員B	警備員A	警備員B	警備員C
基準単価…ア						
現場管理費 (各種保険、被服装備、教育訓練 等)		ア×0.23				
一般管理費		ア×0.18				
合計(警備員1名当たりの単価)		ア×1.41				

※1: 国土交通省土地・建設産業局が発表する「公共工事設計労務単価」に定める単価のうち、長野県の「交通誘導員A」及び「交通誘導員B」を適用する。

※2: 国土交通省官庁営繕部が毎年実施している、建築保全業務労務単価の実態調査に基づいて決定し公表する単価のうち、隣接する新潟県の「警備員A」、「警備員B」及び「警備員C」の日割基礎単価を適用する。

◎応援派遣を必要とする場合は、宿泊・交通費の実費(広域派遣費)を別途積算するものとする。

2 正規の勤務時間が夜間(22:00~5:00)の場合の1時間当たりの加算額(3に該当する場合を除く)  
ア÷8×0.25

3 時間外(正規の勤務時間を超えて業務を行う場合)の1時間当たりの支給額  
ア÷8×0.25

(夜間(22:00~5:00)に及ぶ場合は、2で定めた加算額を加える)

資料 12-26 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定実施細目  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

(様式第1号)

要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人長野県警備業協会  
会 長 様

長野市長



「災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定」に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害時の状況及び要請する事由

2 協力を必要とする内容等

日時 (期間)	場所	業務の内容	必要人数

3 その他必要な事項


資料 12-26 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定実施細目  
(長野市と一般社団法人長野県警備業協会)

(様式第2号)

実施報告書

第 号  
年 月 日

長野市長 様

一般社団法人長野県警備業協会  
会 長 

年 月 日付け 第 号で要請のあった協力要請について、次のとおり実施しましたので報告します。

1 実施状況

日時(期間)	場所	業務の内容	人数	事業者名

2 その他必要な事項

災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書  
(長野市と長野LP協会長野支部及び一般社団法人長野県LPガス協会)

長野市（以下「甲」という。）、長野LP協会長野支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスの供給等に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する公共施設等へのLPガスの優先供給
- (2) 甲が設置する応急仮設住宅におけるLPガス供給設備に関する工事
- (3) 甲が指定する場所への協会員の派遣
- (4) 一般消費者等及び販売事業者の被害状況及び復旧状況についての調査及び甲への情報提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、LPガスの供給等のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条第3項の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る協力を可能な範囲内において実施するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲及び乙が協議の上決定する。

2 乙は、前項に規定する費用について、甲に対し書面をもって請求するものとする。この場合において、甲は、その書面の提出を受けた日から起算して、原則として30日以内に乙の指定するところにより支払わなければならない。

(災害補償)

第5条 甲の要請により第3条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙、丙又は業務に従事した者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(役割分担)

資料 12-27 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書  
(長野市と長野LP協会長野支部及び一般社団法人長野県LPガス協会)

- 第6条 甲は、災害時における円滑なLPガスの供給のため、公共施設等にLPガス供給設備を設置し、又は防災に必要な資機材の整備を行うよう努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、甲が行う設備の設置又は資機材の整備にあたり、必要な情報を甲に提供するものとする。

(連絡体制)

- 第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理防災課、乙及び丙においてはそれぞれの事務局とする。
- 2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。
- 3 甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡について、その都度迅速かつ相互に行うものとする。

(緊急連絡網の整備)

- 第8条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲及び丙に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の緊急連絡網について毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

- 第9条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(その他)

- 第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
市長 加藤 久雄 印

乙 長野市大字南長野字南県町 686 番地 1  
長野LP協会長野支部  
支部長 内山 文雄 印

丙 長野市中御所一丁目16番13号  
一般社団法人長野県LPガス協会  
会長 小林 芳夫 印

## 長野市内の災害発生時における緊急的な調査等に関する協定書 (長野市と北信測量設計事業協同組合)

長野市（以下「市」という。）と北信測量設計事業協同組合（以下「組合」という。）とは、市の管内の道路、河川、砂防等で地域住民に多大なる生活不安を与える災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における緊急的な調査等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時に市が必要とする緊急的な調査、測量、設計、洪水痕跡等現況調査、流量観測及び写真撮影（以下「調査等」という。）に関し、組合が必要な技術者を確保し、及びその実施体制を定め、これをもって災害の拡大防止及び早期復旧に努めることを目的とする。

### (調査等の実施範囲)

第2条 調査等の実施範囲は、市の管内及び市が緊急的な調査等を必要とする管内周辺地域とする。

### (調査等の内容)

第3条 市は、災害時に必要と認めるときは、組合に調査等を要請することができるものとする。

2 組合は、市の要請に基づき災害に関する状況の把握及び情報収集を行い、速やかに市に報告するとともに、市の指示により必要な調査等を実施するものとする。

### (調査等の実施体制等)

第4条 組合は、緊急的な調査等を早急に行うことができるよう、調査等に必要な資材機材等及び人員の確保の方法を定め、その実施体制を市に報告するものとする。この場合において、市が必要と認めるときは、組合に対して、最新の調査等に必要な資材機材等及び人員の確保の方法並びにその実施体制に係る報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定により市に報告する調査等の実施体制は、組合が定める編成表、連絡体制及び連絡系統とし、編成表には調査等を行うことができる所属社員等を記載するものとする。

### (契約の締結)

第5条 市は、組合に第3条第1項の規定により調査等を要請したときは、遅滞なく組合と請負契約を締結するものとする。

### (災害補償)

第6条 第5条の規定により締結した請負契約に基づき調査等に従事した者（以下「従事者」という。）が調査等に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きにおいて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用があるときは、組合がその処理を行うものとする。

### (第三者に対する損害賠償)

第7条 調査等の実施に伴い、市及び組合の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、組合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により市に報告するものとする。この場合において、その処理については、市と組合が協議し、決定するものとする。

### (組合会員以外の業者の取扱い)

第8条 組合は、災害時における緊急調査委託当番登録業者のうち組合に属しない業者（以下「登録業者」という。）に対し、市から必要な情報を入手して、速やかに情報を公開し、協力を要請するものとする。この場合において、組合は、登録業者に対して、調査等の実施に係る意向について拘束しないものとする。



資料 12-28 長野市内の災害発生時における緊急的な調査等に関する協定書  
(長野市と北信測量設計事業協同組合)

(優先順位)

第9条 市は、管内の災害時における調査等について、原則として緊急調査委託当番に係る優先順位を尊重し、運営するものとする。

2 前項の場合において、組合は、自らこの協定の効力を誘導してはならない。

(実施要領)

第10条 この協定に基づく緊急的な調査等の実施に関し必要な事項は、実施要領として契約の締結時に定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年11月17日から平成27年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の満了の1箇月前までに、市又は組合がそれぞれの相手方に何らの申出をしないときは、この協定は同一の条件により更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。この場合において、組合は、第4条第2項の編成表、連絡体制及び連絡系統について、協定が延長されたときに見直しを行い、市に報告するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と組合とが協議して決定するものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、2者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年11月17日

長野市長

加藤 久雄 印

北信測量設計事業協同組合

代表理事 中村 利通 印

長野市内の災害発生時における緊急的な調査等に関する協定書実施要領  
(長野市と北信測量設計事業協同組合)

長野市（以下「市」という。）と北信測量設計事業協同組合（以下「組合」という。）とは、長野市内の災害時における緊急的な調査等に関する協定書（平成 26 年 11 月 17 日締結。以下「協定書」という。）第 10 条の規定に基づき、緊急的な調査等の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（調査等の要請の基準等）

第 1 条 協定書第 3 条第 1 項の規定による調査等の要請は、次の場合に行うものとする。

- (1) 複数の公共施設に広範囲かつ大規模な被害が発生したとき。
- (2) 県内で震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- (3) その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

2 前項に規定する要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請することが困難又は緊急を要する場合は口頭で行い、その後速やかに組合に文書を提出するものとする。

（調査等の報告）

第 2 条 協定書第 3 条第 2 項の規定による調査等の報告（以下「報告」という。）は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、文書により報告することが困難又は緊急を要する場合には口頭で行い、その後速やかに市に文書を提出するものとする。

- (1) 調査日時
- (2) 調査場所、路線、河川名等
- (3) 被災状況、被災規模（写真等）
- (4) 調査氏名及び連絡方法
- (5) その他報告を必要とする事項

この実施要領を証するため本書 2 通を作成し、2 者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 17 日

長野市長

加藤 久雄 印

北信測量設計事業協同組合

代表理事 中村 利通 印

## 災害時における飲料水の供給に関する協定書

### (長野市と北陸コカ・コーラボトリング株)

長野市(以下「甲」という。)と北陸コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

#### (要請)

第1条 甲は、長野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、長野市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

#### (供給飲料水の範囲及び対価等)

第2条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、第4条に基づき設置したメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機(以下「地域貢献型自動販売機」という。)内の飲料水を甲に無償提供する。

(2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

#### (要請の方法)

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1項第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

#### (地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設)

第4条 乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を、甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

2 地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

#### (緊急車両の指定)

第5条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

#### (供給範囲の拡大)

第6条 甲及び乙は、第2条の機会の拡大を進め、市民の安心の向上に努めるものとする。

#### (協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成20年1月28日から平成21年1月27日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、更に一箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

#### (疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 1月28日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市  
長野市 長 鷲 澤 正 一

乙 富山県高岡市内島3550番地  
北陸コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 稲垣晴彦

覚 書

長野市(以下「甲」という。)と北陸コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)が平成20年1月28日に締結した、「災害時における飲料水の供給に関する協定書」(以下「協定」という。)の実施にあたり、次のとおり覚書を取り交わす。

(連絡責任者)

第1条 協定の連絡責任者は、甲においては長野市総務部危機管理防災課長、乙においては北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野支店長とする。

(地域貢献型自動販売機の設置場所等)

第2条 乙が、協定第2条第1項第1号のメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機(以下「地域貢献型自動販売機」という。)を設置する場所及び台数は別表1のとおりとする。

(代理人)

第3条 乙は、次に掲げる者を代理人として選任し、この覚書の締結後における協定に関する一切の事項を委任する。

長野県須坂市井上字砂田1700-8

長野支店 支店長 安藤 浩光

(長野支店の支店長に変更があった場合は、変更後の支店長。その後も同様とする。)

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 1月28日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

長野市長

鷲澤正一

乙 富山県高岡市内島3550番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

稲垣晴彦

別表1

	設置場所	所在地	台数	販売契約依頼先
1	長野市役所第1庁舎1階ロビー	緑町1613	1	長野市役所 生活協同組合

## 災害時における地図製品等の供給に関する協定書(長野市と㈱ゼンリン)

長野市と株式会社ゼンリン(以下「ゼンリン」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、ゼンリンが、ゼンリンの地図製品等(第2条に定義される)を長野市に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 長野市の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、長野市が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、ゼンリンの地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 長野市とゼンリン間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、長野市及びゼンリンが連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### (定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、長野市全域を収録したゼンリンの住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、長野市全域を収録したゼンリンの広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、ゼンリンの住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### (地図製品等の供給の要請等)

第3条 ゼンリンは、長野市が災害対策本部を設置したときは、長野市からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、ゼンリンが負担するものとする。
- 3 長野市は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)をゼンリンに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等によりゼンリンに対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 ゼンリンは、地図製品等を供給するときは、長野市に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、長野市とゼンリンで別途協議の上、決定するものとする。

### (地図製品等の貸与及び保管)

第4条 ゼンリンは、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、長野市とゼンリンが別途定める時期、方法によりゼンリンが別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を長野市に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 長野市は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、ゼンリンが、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、ゼンリンは、長野市が保管している旧版の住宅地図及び広域図につ

資料 12-31 災害時における地図製品等の供給に関する協定書(長野市と㈱ゼンリン)

いて、長野市から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 ゼンリンは、必要に応じ、長野市に対して事前に通知したうえで、長野市による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 長野市は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づきゼンリンから供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、長野市とゼンリン間で別途協議の上、定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 長野市は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定めるゼンリンの報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 長野市は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、長野市の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、長野市は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途ゼンリンの許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 長野市及びゼンリンは、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項及び、本協定の内容又は解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、長野市とゼンリンで協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、長野市とゼンリンでそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 (2017) 年 3 月 15 日

長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市  
長野市長 加藤 久雄 印

長野県長野市三輪荒屋 1151 番地 1  
株式会社ゼンリン 新潟・長野エリア統括部  
長野営業所長 吉田 智広 印

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとする。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいう。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいう。

(4)「本サービス」

ゼンリンがアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいう。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいう。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいう。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとする。

(本サービスの内容)

第3条 ゼンリンは、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとする。

(本サービスの中断・中止)

第4条 ゼンリンは、本サービスの改善などの理由により、長野市に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとする。

2 ゼンリンは、ゼンリンの事情により本サービスを中止する場合は、長野市に事前に通知するものとする。

3 ゼンリンは、長野市が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとする。

(本データの使用許諾)

第5条 ゼンリンは、長野市に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」をいう。)

(長野市の遵守事項)

第6条 長野市は、以下の事項を遵守するものとする。



- (1) アクセス権者に限り、ゼンリンに本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) ゼンリンの指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前にゼンリンの許諾を得た場合はこの限りではないものとする。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) ゼンリンの指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、ゼンリンが要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

- 第7条 ゼンリンは、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとする。
- 2 ゼンリンは、長野市の本サービスの利用に伴い、長野市又は第三者が被った損害について免責されるものとする。

(権利の帰属)

- 第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権はゼンリン又はゼンリンに権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

(その他)

- 第9条 長野市は、ゼンリンの書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

以 上

災害時における畳の提供に関する協定書  
(長野市と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」)

長野市（以下「要請者」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「協力者」という。）は、長野市内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）発生時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、要請者と協力者が相互に協力し、災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、要請者が開設する避難所等へ畳を提供することについて、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 要請者は、災害時等において畳を調達する必要があると判断したときは、協力者に対し、必要枚数、納入日時及び納入場所等を明示し、畳の提供を要請することができる。

2 要請手続は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(畳の提供等の協力実施)

第3条 協力者は、前条の規定による要請を受けたときは、畳の提供及び運搬に対する協力等を積極的に努めるものとする。

2 提供された畳の処理については、要請者が行うものとする。

(畳の運搬)

第4条 畳の運搬は、協力者又は協力者の指定する者が行うものとする。また、協力者は、必要に応じ、要請者に対して運搬の協力を求めることができる。

2 要請者は、協力者が第3条の規定による運搬を行う場合は、車両の通行など、速やかに納入できるよう支援するものとする。

(費用)

第5条 前条の規定により協力者が提供に要した畳の対価及び運搬費用は協力者の負担とする。

2 その他提供等に際し発生した費用の負担については、要請者と協力者で協議して決定するものとする。

(連絡調整)

第6条 要請者と協力者は、提供等に際し支障をきたさないよう連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、平常時より連絡調整を行うものとする。

2 要請者と協力者は、本協定に定める事項を円滑に実施するため、双方の連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(訓練への参加)

第7条 協力者は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、要請者が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期限)

資料 12-32 災害時における量の提供に関する協定書  
(長野市と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」)

第8条 本協定の有効期限は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、要請者又は協力者のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び、本協定の内容又は解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、要請者と協力者で協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、要請者と協力者それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

長野市大字鶴賀緑町1613番地  
要請者 長野市  
長野市長 加藤久雄 印

神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号  
協力者 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会  
委員長 前田敏康 印

災害時における地下水の供給に関する協定書  
(長野市と篠ノ井地区住民自治協議会及び篠ノ井総合病院)

長野市（以下「甲」という。）、篠ノ井地区住民自治協議会（以下「乙」という。）及び長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院（以下「丙」という。）は、次の条項により、災害発生時における地下水の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時に、丙の管理する施設で浄水処理された地下水（以下「地下水」という。）の一部を飲料水として住民に供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲又は乙は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、丙に対し、地下水の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

(地下水の供給)

第3条 丙は、要請があったときは、速やかに地下水を住民に供給するものとする。

(供給する量)

第4条 丙が供給する地下水の量は、丙の医療活動に支障がない範囲を限度として甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(供給の方法)

第5条 地下水の供給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 乙の区域の住民は、丙の管理する地下水膜ろ過システムの余裕水の供給を受ける。
- (2) 供給時間帯及び供給の方法は、状況に応じて丙が決定する。
- (3) 地下水の供給は、災害時用蛇口から受けるため、個人単位で供給を受ける。
- (4) タンク車等の車両による大規模な供給は、行わない。
- (5) 地下水の供給を受けるための容器等は、甲及び乙が調達する。

(費用負担)

第6条 甲及び乙は、丙の地下水の供給を無償で受けるものとする。

(供給期間)

第7条 地下水の供給期間は、第2条第1項の規定による要請のあった日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲及び乙は、丙と協議の上、これを延長することができる。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年6月30日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも協定解除の意思表示がない場合は、

資料 12-33 災害時における地下水の供給に関する協定書  
(長野市と篠ノ井地区住民自治協議会及び篠ノ井総合病院)

一箇年延長させるものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年6月30日

甲 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市

長野市長 鷺澤 正一

乙 長野市篠ノ井御幣川 281 番地 1 篠ノ井支所内

篠ノ井地区住民自治協議会

会長 渡邊 正一

丙 長野市篠ノ井会 666 番地 1

長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院

院長 木村 薫

## 災害時における地下水の供給に関する協定書

(長野市と若槻地区住民自治協議会及び古里地区住民自治協議会及び東長野病院)

長野市(以下「甲」という。)、若槻地区住民自治協議会(以下「乙」という。)、及び古里地区住民自治協議会(以下「丙」という。)、と独立行政法人国立病院機構東長野病院(以下「丁」という。))とは、次の条項により、災害発生時における地下水の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時に、丁の管理する施設で浄水処理された地下水(以下「地下水」という。))の一部を飲料水として住民に供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲、乙又は丙は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、丁に対し、地下水の供給を要請するものとする。  
2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

(地下水の供給)

第3条 丁は、要請があったときは、速やかに地下水を住民に供給するものとする。

(供給する量)

第4条 丁が供給する地下水の量は、丁の医療活動に支障がない範囲を限度として甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

(供給の方法)

第5条 地下水の供給は、次のとおり行うものとする。  
(1) 乙及び丙の区域の住民は、丁の管理する地下水膜ろ過システムの余裕水の供給を受ける。  
(2) 供給時間帯及び供給の方法は、状況に応じて丁が決定する。  
(3) 地下水の供給は、災害時用蛇口から受けるため、個人単位で供給を受ける。  
(4) タンク車等の車両による大規模な供給は、行わない。  
(5) 地下水の供給を受けるための容器等は、甲、乙及び丙が調達する。

(費用負担)

第6条 甲、乙及び丙は、丁の地下水の供給を無償で受けるものとする。

(供給期間)

第7条 地下水の供給期間は、第2条第1項の規定による要請のあった日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲、乙及び丙は、丁と協議の上、これを延長することができる。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年9月18日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも協定解除の意思表示がない場合は、一箇年延長させるものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義があるときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

資料 12-34 災害時における地下水の供給に関する協定書  
(長野市と若槻地区住民自治協議会及び古里地区住民自治協議会及び東長野病院)

この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 9 月 18 日

甲 長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地

長野市

長野市長 鷲 澤 正 一

乙 長野市大字若槻東条 5 0 5 番地 1 若槻支所内

若槻地区住民自治協議会

会 長 鈴 木 淳 一

丙 長野市大字金箱 6 3 5 番地 1 6 古里支所内

古里地区住民自治協議会

会 長 柄 澤 和 久

丁 長野市上野 2 丁目 4 7 7 番地

独立行政法人国立病院機構東長野病院

院 長 小 林 信 や